

第七十七号議案

江戸川区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年九月二十日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

東京都市計画J R小岩駅周辺地区地区整備計画三について、地区整備計画の区域の一部を新たな区域として規定し、建築物の制限に係る規定を加えるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。